

○公害等調整委員会告示第二号

大保ダム関係鉱区禁止地域指定

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）第二十三条规定により鉱区禁止地域を指定したので、同条第四項の規定により、次のとおり公示する。

第一項の規定により鉱区禁止地域を指定したので、同条第四項の規定により、次のとおり公示する。

平成二十二年十月六日 指定番号 指定第二四四号

一 指定請求公示の年月日 平成二十二年九月三日（公害等調整委員会公示第二号）

二 請求者名 土地交通大臣

三 地域の所在地 沖縄県国頭郡大宜味村字田港、字押川、字根路銘、字大宜味、字饒波及び同郡東

四 村字平良地内

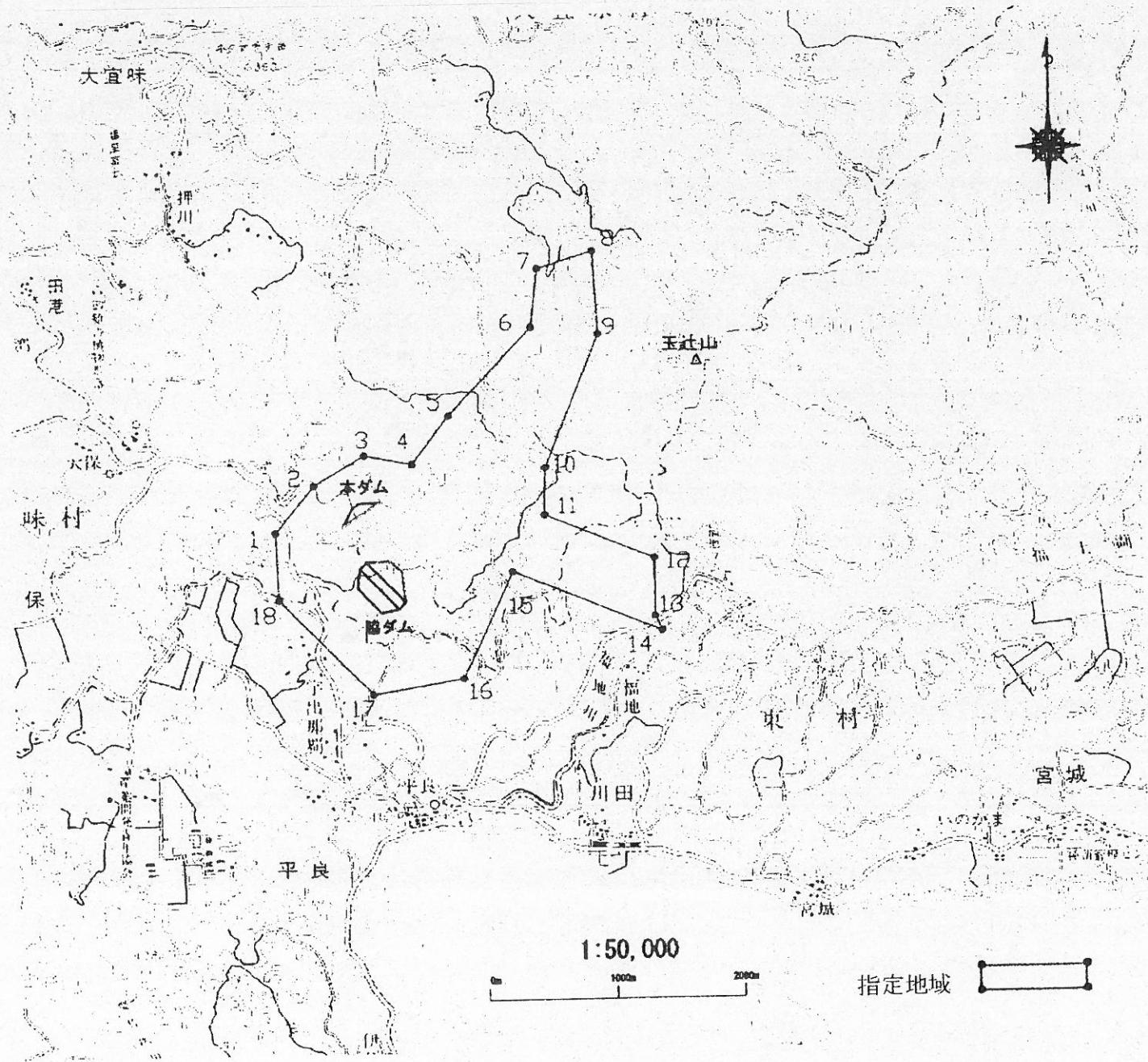
五 鉱物の名称 鉱業法（昭和二十五年法律第二八九号）第三条に規定する鉱物全部

六 地域の境界の表示 第四項記載の地内の次の各境界点を番号順に結ぶ直線及び境界点第一八号と第一号とを結ぶ直線

番号	X座標(+)メートル	Y座標(+)メートル	位置	備考	の境界点																				
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18			
七一、三四二	七〇、五八九	六四、六八〇	六三、九五一		七一、五四五	七一、〇六七	七一、一八五	七一、六三四	七一、九八四	七二、三五二	七三、三八九	七四、〇三九	七三、四五三	七三、九〇八	七四、〇三九	七三、三八九	七二、三五二	七一、六三四	七一、一八五	七一、〇六七	七〇、五八九	七一、五四五	六五、三九四	六四、六八〇	六三、九五一
					六五、七八八	六六、九五〇	六六、八九五	六六、八九二	六六、〇四〇	六六、〇四八	六六、四七一	六六、四三二	六六、〇四八	六六、〇四〇	六六、〇四八	六六、〇四七	六六、三五二	六六、九八四	六六、一八五	六六、〇六七	六五、五八九	六四、六八〇	六三、九五一	六二、八八〇	

（昭和二四年法律第一八八号）による。平面直角座標系に基づく測量法による。

七 地域図 次のとおり



八 地域の面積 四五一・八六ヘクタール

九 指定の理由

- 1 指定地域は、沖縄県国頭郡大宜味村字田港地内の大保川水系大保川に建設中の大保ダム及び貯水池並びにそれらの周辺地域である。
- 2 大保ダムは、沖縄振興特別措置法（平成一四年法律第一四号）及び特定多目的ダム法（昭和三二年法律第三五五号）に基づき建設される、堤高七七・五メートル、堤頂長三六三・三メートルの重力式コンクリートダム形式の本ダムと堤高六六・〇メートル、堤頂長四四五・〇メートルのロックフィルダム形式の脇ダムからなり、総貯水容量二〇、〇五〇、〇〇〇立方メートル、有効貯水容量一九、三五〇、〇〇〇立方メートルの貯水池を確保し、完成によつて洪水調節、流水の正常な機能の維持・増進及び新規利水が確保されることから、地域の生活環境の向上及び農業を中心とする産業の発展に寄与すると考えられる。
- 3 指定地域の地形は、本ダム側では、標高一〇〇メートル以上の尾根部と勾配二〇～四〇度の山腹斜面及び幅約三〇メートルの川沿いの低地からなるV字型谷地形をなしており、脇ダム側では、標高三〇～四〇メートル程度で平坦な逆台形状の浅い谷となつていて全体が丘陵状を呈している。貯水池周辺の急峻な斜面には、地すべり地形、崩壊地形及び崖錐斜面が認められる。
- 4 指定地域の地質は、千枚岩主体の中生代白亜紀名護層を基盤とし、それらを覆つて第四紀の段丘堆積物（国頭礫層）、地すべり崩積土、崖錐堆積物等が分布している。基盤岩中には、片理面沿いの破碎帶や断層が認められ、地すべり崩積土は、大保川本川沿いの山腹斜面や山裾部に分布し、巨礫を含む礫混じり粘土、岩盤ブロックからなる。また、風化の影響を受けている箇所が多く、小規模な崩壊地や過去の降雨による崩壊地跡地が多数認められる。さらに、貯水池周辺には、地すべりブロックの存在が認められる。
- 5 指定地域においては、鉱業及び探査の実績がなく、現在、鉱業法で規定する鉱物の賦存は確認されていないものの、指定地域において、小規模でも鉱物の掘採が行われるならば、前記のとおりの地形及び地質の状況から、鉱種のいかんにかかわらず、施設の損壊、貯水池の埋没、漏水及び水質の汚濁等の原因となり、ダム、貯水池等の保全に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。以上からすると、鉱種のいかんにかかわらず、指定地域において鉱物を掘採することは、大保ダムの公益性と対比して適当でないと認められるので、この地域を鉱業法第二条に規定する鉱物全部について、鉱区禁止地域に指定する。